



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の所在地の変更の届出（福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の事業の廃止の届出（福祉政策課）…………… 1
- 肥料の登録の有効期間の更新（営農支援課）…………… 2
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 2
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）…………… 2

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・2件（県民生活課）…………… 3
- 大規模小売店舗の新設の届出（国際物流商業課）…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 4

## 告 示

### 沖縄県告示第452号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。  
平成26年 8月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	指定年月日
石川整骨院（石川覚）	沖縄市宮里二丁目25番5号	平成26年6月26日

### 沖縄県告示第453号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年 8月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 所在地の変更

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
まるる鍼灸整骨院（森屋誠）	うるま市字宮里112番地	うるま市字宮里868番地8 1階	うるま市字宮里112番地	平成26年3月4日

### 沖縄県告示第454号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定  
 施術機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成26年 8月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	廃止年月日
東医堂鍼灸院（田村文夫）	沖縄市泡瀬三丁目17番6号みどりコーポ 103	平成26年6月25日

#### 沖縄県告示第455号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更  
 新した。

平成26年 8月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	生産業者		登録有効期限
				氏名又は名称	住所又は所在地	
沖縄県生 第241号	米ぬか油か す及びその 粉末	米ぬか油か す粉末	窒素全量 2.0 りん酸全量 5.0 加里全量 1.0	沖縄食糧株式会 社	沖縄県浦添市勢 理客四丁目4番 1号	平成32年8月25 日

#### 沖縄県告示第456号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償  
 法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成26年8月19日から同年9月2日まで伊良部漁業協同組合事務所  
 において縦覧に供する。

平成26年 8月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 発起人の住所及び氏名 宮古島市伊良部字前里添1278番地 奥原栄一、宮古島市伊良部字前里添1705番  
地12 伊良波淳世
- 2 加入区 伊良部加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁  
業協同組合の名称 伊良部漁業協同組合

#### 沖縄県告示第457号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南城市長から  
 次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 8月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 南城市玉城字前川
- 2 公共測量を実施する期間 平成26年8月1日から同年11月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

#### 沖縄県告示第458号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄防衛局長  
 から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年 8月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施した地域 久米島町字宇江城鳥島
- 2 公共測量を実施した期間 平成25年12月25日から平成26年5月30日まで
- 3 作業種類 公共測量

---

## 公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年10月5日まで縦覧に供する。  
平成26年8月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年8月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人きづき
- 3 代表者の氏名 當真初美
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市泡瀬一丁目21番15号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者及び障害者に対して、介護サービスに関する事業を行い地域福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年10月5日まで縦覧に供する。  
平成26年8月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年8月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人療育ファミリーサポートほほえみ
- 3 代表者の氏名 福峯静香
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県島尻郡南風原町字喜屋武380番地の1 喜屋武共同住宅4-A
- 5 定款に記載された目的 この法人は、児童、及び障害児者等社会的弱者を含む全ての市民に対し、支援を必要としている人たちの福祉増進、権利擁護に関する支援体制の構築、並びに児童虐待、女性虐待などの人権侵害の防止に関する事業を行い、以って地域福祉の向上と自立した市民がお互いに手をさしのべられるような社会の構築に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成26年8月19日から同年12月19日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び北中城村企画振興課において縦覧に供する。

平成26年8月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 届出年月日 平成26年7月14日
- 2 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンモール沖縄ライカム 北中城村アワセ土地区画整理事業区域内4街区1番から212番、214番
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 岡崎双一
  - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 坊池学
  - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成27年3月14日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 57,418平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 3,089台  
 (「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び北中城村企画振興課において縦覧に供する。)
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 260台  
 (「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び北中城村企画振興課において縦覧に供する。)
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 1,613平方メートル  
 (「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び北中城村企画振興課において縦覧に供する。)
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 352.9立方メートル  
 (「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び北中城村企画振興課において縦覧に供する。)
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前6時、閉店時刻 翌日の午前零時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口6か所、出口5か所、出入口の位置 次の図のとおり  
 (「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び北中城村企画振興課において縦覧に供する。)
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間
- 3 意見書の提出方法及び提出期限
- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流商業課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 8月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指指令番号 平成25年 2月12日 沖縄県指令土第87号、平成25年10月17日 沖縄県指令土第1166号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字北上原582番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 沖縄市字登川2400番地アーバンライフ 2－A 島袋綾子
- 5 検査済証番号 平成26年 8月 7日 第4133号
- 6 工事完了年月日 平成26年 7月24日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号
---	--